

国立大学法人東京学芸大学契約事務取扱規則の一部改正について

改正理由：郵政民営化に伴い、所要の改正を行うものである。 [平成20年規則第4号（平成20年3月3日制定）](#)

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>（入札保証金に代わる担保）</p> <p>第10条 会計規程第36条第2項の規定により、契約担当役等が入札保証金の納付に代えて提供させることができる担保は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国債</p> <p>(2) 地方債</p> <p>(3) 政府保証債</p> <p>(4) 小切手（学長が指定するものに限る。）</p> <p>(5) <u>郵便貯金銀行（郵政民営化法（平成17年法律第97号）第94条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下同じ）が発行する為替証書</u></p> <p>(6) <u>郵便貯金銀行が発行する郵便振替の支払証書</u></p> <p>(7) その他契約担当役等が確実と認める債券</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、平成20年3月3日から施行し、平成19年10月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>（入札保証金に代わる担保）</p> <p>第10条 会計規程第36条第2項の規定により、契約担当役等が入札保証金の納付に代えて提供させることができる担保は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国債</p> <p>(2) 地方債</p> <p>(3) 政府保証債</p> <p>(4) 小切手（学長が指定するものに限る。）</p> <p>(5) <u>郵便為替証書</u></p> <p>(6) <u>郵便振替の支払証書</u></p> <p>(7) その他契約担当役等が確実と認める債券</p> <p>〔省略〕</p>